

岡山県環境保健センター倫理審査委員会規程

制定年月日 平成11年4月1日

一部改正 平成21年4月10日

全部改正 平成24年6月20日

(目的)

第1条 この規程は、岡山県環境保健センター（以下「環保センター」という。）において、研究者（環保センターで研究、実験若しくは実習する全ての者を含む。以下同じ）が行う患者由来の検体の取扱い、又はヒトを対象とする疫学の研究について、第18回世界医師会総会で採択された「ヘルシンキ宣言」の精神に則り、個人の尊厳、人権の尊重、個人情報保護等の倫理的観点及び科学的観点から審査を適正かつ円滑に実施することを目的とする。

(倫理審査委員会の設置)

第2条 環保センター所長（以下「所長」という。）は、前条の目的を達成するために、所長の審査機関として、ヒトを対象とする環保センター倫理審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(審査の対象)

第3条 委員会の審査対象は、環保センターで行われる人体より採取した材料を用いる、又はヒトを直接対象とする疫学研究に関し、当該研究者から申請された研究計画とする。

2 研究者から審査請求がされていない研究であっても、所長が必要と認める場合には、審査の対象とすることができる。

(委員会の組織)

第4条 委員会は、所長のほか、環保センター以外の医療、法律等の専門家、倫理・人権の有識者等を含む10人以内の委員をもって組織する。所長以外の委員は、次に掲げる者のうちから所長が委嘱又は指名する。

- | | |
|------------------|------|
| (1) 医学研究分野の専門家 | 1名 |
| (2) 倫理・法律面の有識者 | 1名 |
| (3) 一般の立場を代表する者 | 1名 |
| (4) 環保センターに所属する者 | 6名以内 |

2 男女両性により構成するものとする。

3 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げないものとする。

- 4 委員の退任等により、後任者を補充する必要がある場合には、その委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会の運営)

第5条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、会務を総理する。
- 4 委員長は副委員長を指名し、副委員長は委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(委員会の責務)

第6条 委員会は、所長から研究計画の実施の適否その他研究に関し必要な事項について意見を求められた場合には、「疫学研究に関する倫理指針（平成14年文部科学省、厚生労働省告示第2号）」及び「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（平成16年文部科学省、厚生労働省、経済産業省告示第1号）」（以下「指針」という。）等を踏まえ、研究対象者（試料等提供者を含む。以下同じ）又はその家族等の尊厳、人権等の倫理的観点及び科学的観点から厳格に審査し、文書により意見を述べなければならない。

- 2 研究に係る審査の対象は、次の各号に掲げる事項とする。
 - (1) 研究についての事業計画に関すること。
 - (2) 委員会が承認した研究に係る変更、中止に関すること。
 - (3) 委員会が承認した研究に係る危険又は不利益に関すること。
 - (4) 環境センター以外の者から既存資料の提供を受けて行う研究に関すること。
 - (5) 環境センターの既存資料を環境センター以外の者に提供して行う研究に関すること。
 - (6) 長期にわたり行われる研究（概ね3年以上、以下同じ）の状況把握に関すること。
- 3 審査を行うに当たっては、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。
 - (1) 研究の目的と意義を明確にし、研究によって生じる研究対象者への利益・不利益及び危険性と人々の健康への貢献など保健衛生上の成果の総合的判断
 - (2) 研究対象者となる個人又は研究材料に関する情報の保護
 - (3) 研究対象者となる個人又はその家族等の人権の擁護
 - (4) 研究対象者に対する十分な説明と同意を得る方法の妥当性
- 4 委員は、審査を行う上で知り得た個人に関する情報について、その任期中若しくはその職を辞した後も、法令又は裁判所の命令に基づく場合など正当な理由なく漏らしてはならない。

(会議)

第7条 委員会は、第6条第1項により所長から意見を求められたときは、委員長が速やかに招集するものとする。

2 委員長は、必要に応じ又は委員の要請を受けて、委員会を招集することができる。

3 委員会は、委員の過半数の出席により開催するものとする。

4 審査は、出席委員の3分の2以上により決するものとし、審査結果は文書で所長に報告するものとする。

5 委員長は、定足数及び議決数に計上するものとする。

6 委員会は、軽易な事項の審査について、委員長が指名する委員により審査することができる。但し、その結果は、当該委員以外の委員に報告しなければならない。

7 委員会は、審査を行うに当たって、当該申請者の出席を求め、研究計画等の説明を受け、議論に加わることができる。但し、申請者は採決には参加できない。

8 委員が申請者である場合は、当該委員は審査及び採決に加わることができない。但し、委員会の求めに応じ研究計画等につき、説明することを妨げない。

(委員会の審査)

第8条 所長は、指針の規定に基づき研究を行おうとする研究者から許可を求められたときは、様式1により委員会の意見を求め、その意見を尊重し、研究計画の可否を決定しなければならない。

2 研究者は、所長に前項による許可を求めるときは、様式2による研究計画書を提出しなければならない。

(審査の判定)

第9条 審査の判定は、次の各号に掲げる表示によって行い、委員長は様式3により所長に報告しなければならない。

(1) 承認

(2) 条件付承認

(3) 変更の勧告

(4) 非該当

(5) 不承認

2 委員長は、委員会の判定が前項第2号、第3号又は第5号の場合には、その条件若しくは変更又は不承認の理由等を記載しなければならない。

(迅速審査)

第10条 第7条第6項に定める簡易な審査は、次の各号に該当するものとする。

(1) 委員会の審査を経た研究計画の簡易な変更

(2) 共同研究であって、既に他の研究機関において他の委員会の承認を受けた研究計画を環境センターが実施しようとする場合の研究計画

(3) 研究対象者に対して最小限の危険を超える危険を含まない研究計画の審査

(再審査)

第11条 研究者は、審査の決定に不服がある場合は再審査を求めることができる。再審査申請は不服の理由を文書で明らかにした上で、委員会への審査手続きに準じて行うものとする。

(審査手続きの特例)

第12条 所長は、公衆衛生上の危害の発生又は拡大を防止するため緊急に研究を実施する必要があると判断した場合には、委員会の意見を聴く前に許可を決定することができる。この場合、所長は許可後遅延なく委員会の意見を聴くものとし、委員会が研究の中止又は変更の決定をした場合には、当該決定を踏まえ、研究者に対し研究の中止又は変更を指示しなければならない。

(研究の変更・中止)

第13条 審査の判定を受けた研究者が、研究計画を変更しようとするときは、改めて研究計画書を所長に提出しなければならない。

2 前項の提出を受け、所長は改めて委員会への審査手続きをとることができる。

(研究結果の報告)

第14条 研究期間が数年にわたる場合には、所長を通じて3年ごとに研究実施状況報告書を委員会に提出しなければならない。

2 研究者は、研究対象者に危険又は不利益が生じたときは、直ちに所長を通じて委員会に報告しなければならない。

3 委員会は、研究実施状況報告書の提出又は報告を受けたときは、所長に対し研究計画について研究の中止を含む必要な意見を述べることができる。

4 所長は、委員会の意見を尊重し、研究計画の変更又は中止その他必要な事項を決めなければならない。

5 研究者は、前項の決定に従わなければならない。

6 研究者は、研究の終了後、遅延なく所長を通じて委員会に研究結果の概要を報告しなければならない。

(インフォームド・コンセントの簡素化等の申請)

第15条 研究計画書に添付するインフォームド・コンセントの簡素化等の申請書は、様式4により行うものとする。

(公表)

第16条 委員会は、原則として公開とする。但し、次の各号に該当する場合には非公開とすることができる。

- (1) 研究対象者の人権、研究の独創性、特許等知的財産権の保護又は競争上の地位の保全が著しく阻害される場合
 - (2) 環境センターが保有する病原微生物等の安全管理に関し、テロ、犯罪等に対する脆弱性が著しく増大すると考えられる場合
- 2 第9条による審査経過及び判定は、記録として10年間保存し、議事要旨は公開されるものとする。但し、議事要旨のうち次の各号に該当する項目は、この限りではない。
- (1) 研究対象者の人権、研究の独創性、特許等知的財産権の保護又は競争上の地位の保全が著しく阻害される事項
 - (2) 環境センターが保有する病原微生物等の安全管理に関し、テロ、犯罪等に対する脆弱性が著しく増大すると考えられる事項
- 3 所長は、委員の氏名、委員の構成及び審査の概要を公表するものとする。

(庶務)

第17条 委員会の庶務は、企画情報室において処理する。

(その他)

第18条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規定は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成21年4月10日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年6月20日から施行する。